

# 肥後銀行ポイントサービスご利用規定

2020年4月1日現在

## 1. 定義

肥後銀行ポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）は、お客さまの各種お取引内容を当行の所定の基準によりポイント化し、ポイント数に応じて自動機ご利用の際の利用手数料等の「手数料」、ローン等の「お借入れの金利」などについて、当行が定める範囲で特典をお受けいただくサービスです。

## 2. 対象およびお申込み方法

（1）当行本支店に普通預金をお持ちの個人の方を対象とします。

（非居住者、任意団体および事業用の口座は対象外とさせていただきます。）

（2）お申込みにあたっては、当行所定の申込書を本サービスを受けようとするお取引のある当行本支店（以下「代表取引店」といいます。）にお申込みいただくか、メールオーダーサービスにより、代表取引店および代表口座を指定して、当行あてお申込みください。代表口座は、お取引の普通預金とします。

（3）前記（2）の代表取引店以外に、ポイントに関連する口座をお持ちの場合は、申込書に当行本支店（以下「お取引合算店」といいます。）を指定してお申込みください。

## 3. サービスの開始

（1）本サービスは、当行がお客さまのお申込みを受け、当行所定の登録手続きを行った後、開始するものとします。

（2）お届けの氏名・住所等が当行で確認できない場合、本サービスを受けられないことがあります。

## 4. お取引ポイント

（1）お取引ポイントの対象となるお取引項目およびそのポイント数は、店頭のパンフレット等によりお知らせいたします。

（2）お取引ポイントの集計は、毎月末基準で行い、当行がお取引ポイントの対象となるお取引と判定したものをポイントとして集計いたします。

（3）お取引ポイントは、「代表取引店」および「お取引合算店」のお取引に限り集計いたします。ただし、口座名義が異なるお取引は集計されないこととなります。

（4）既に利用されているローン返済、住宅金融支援機構融資返済等が延滞している場合、延滞中のお取引項目は、ポイントに集計いたしません。

（5）お取引店の変更があった場合、変更前のお取引店分について、ポイントの集計ができないことがあります。この場合、変更後のお取引店を「お取引合算店」に追加指定してお申込みください。

## 5. 特典

(1) 本サービスにより提供する特典の内容や提供方法、特典を受けるために必要なお取引ポイント数等の条件は、店頭のパフレット等によりお知らせいたします。

(2) 特典の提供は、前条に定めるお取引ポイントの毎月末基準の集計結果に基づいて行うこととし、提供期間は翌月 15 日から翌々月 14 日までとします。但し、教育カードローンの金利優遇の見直しは、4 月末基準、10 月末基準の集計結果に基づいて、翌々月 15 日から提供します。

(3) 特典は、「代表取引店」および「お取引合算店」のお取引に対して提供いたします。

(4) 本サービスの特典としてローン等金利優遇を受ける場合は、ポイント数の増減により、優遇金利を当行所定の方法で見直すこととし、優遇幅は、当行が任意に決定・変更できるものとします。

(5) 一部ローンについては、本サービスによるローン金利優遇の対象外とします。

(6) 次のいずれかに該当する場合には、一部の特典が受けられないことがあります。

①氏名や住所等、届出事項に変更があったにもかかわらず、必要な変更手続きが行われていない場合。

②お客さまから当行の届出住所への連絡を不要とする旨のお申出がなされている場合。

③他の制度・サービスにより同種の特典を受ける場合、または受けている場合。

## 6. お取引ポイント数等の通知

お客さまのポイント数等は、自動機取引時の自動機画面およびカードご利用明細あるいはお客さまあての通知書にてお知らせいたします。

## 7. サービスの解約

(1) お客さまが本サービスを解約する場合は、当行所定の書面により、代表取引店にお届出するものとします。なお、解約月の前月末基準（教育カードローンの金利優遇は直近の 4 月末基準または 10 月末基準）の集計結果に基づいた特典の提供はいたします。

(2) 当行は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、お客さまへの通知なく本サービスを解約できるものとします。この場合も解約月の前月末基準（教育カードローンの金利優遇は直近の 4 月末基準または 10 月末基準）の集計結果に基づいた特典の提供はいたします。

①本規定に限らず、当行所定の規定・規約等を履行されていない場合。

②お取引ポイントの合計が 0 ポイントの状態が 1 年以上続いた場合。

③代表取引店でお取引の代表口座が解約になった場合。

④その他相応の事由があると当行が判断した場合。

## 8. サービスの変更

(1) この規定の各条項およびサービス内容（お取引ポイントの対象となるお取引項目お

よびそのポイント数、特典等)は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定・サービス内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

## **9. サービスの中止**

(1) 金融情勢その他の状況の変化等により、本サービスを取りやめることがあります。

(2) 本サービスの中止は、中止を行う旨ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項によるサービスの中止は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上